

■ 入札制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、松本市に合わせて建設工事における最低制限価格制度等の改正を行います。

令和元年9月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

【改正する制度】

- 1 松本市上下水道局最低制限価格制度
- 2 松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度

【改正の内容】

●最低制限価格・調査基準価格の設定範囲(上限・下限値)の引上げ

最低制限価格・調査基準価格		
区分	改正前	改正後
上限・下限値	予定価格の <u>87.5</u> ~ <u>92.5</u> %	予定価格の <u>89.5</u> ~ <u>94.5</u> %
	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の <u>70</u> ~ <u>90</u> % の範囲内とすることができる。	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の <u>75</u> ~ <u>92</u> % の範囲内とすることができる。

※ 「解体工事」における最低制限価格又は調査基準価格については、「総務課長等が特に必要と認めるもの」として、予定価格の75~92%の範囲内で設定します。

■ 入札制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、松本市に合わせて建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の改正を行います。

令和元年9月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

■【改正の内容】

●「地質調査に係る業務」における最低制限価格の設定に用いる算入率の見直し

最低制限価格		
区分	改正前	改正後
算入率	【地質調査に係る業務】 設計金額における ・ 直接調査費 × 1.00 ・ 間接調査費 × 0.90 ・ 解析等調査業務費 × 0.80 ・ 諸経費 × <u>0.45</u>	【地質調査に係る業務】 設計金額における ・ 直接調査費 × 1.00 ・ 間接調査費 × 0.90 ・ 解析等調査業務費 × 0.80 ・ 諸経費 × <u>0.48</u>

●「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」における最低制限価格の算定方法から「技術経費を用いる場合」を削除